

武蔵野市生産緑地地区の指定に関する基準細則

武蔵野市生産緑地地区指定基準細則（平成26年9月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、武蔵野市生産緑地地区の指定に関する基準（平成30年1月1日施行。以下「基準」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（生産緑地地区を定めることができる区域の条件に関する技術的細目）

第2条 基準第3条に規定する一団の農地等の区域とは、地形的なまとまりを有する農地等の区域とする。

2 一団の農地等の区域内に道路、通路、水路その他これらに準ずるもの（農業用のものを除く。以下「道路等」という。）が存する場合にあっては、当該道路等の幅員が6メートル以下であり、かつ、当該区域と道路等とが物理的に一体性を有していると市長が認めるときは、当該区域を一団の農地等の区域として取り扱うことができる。この場合において、当該道路等は、生産緑地地区の面積に含まないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していないものについても、一団の農地等の区域として生産緑地地区を定めることができる。この場合において、一団の農地等の区域を構成する個々の農地等の面積については、100平方メートル程度を下限とする。

4 一団の農地等の区域内に存する農地等は、原則として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項に規定する道路に2メートル以上接するものとする。ただし、当該農地等が当該道路に2メートル以上接することができないときは、当該農地等を含む一団の区域として2メートル以上接しなければならない。

5 一団の農地等の区域の周囲又は内部には、原則として垣、柵等を設置してはならない。ただし、やむを得ず、垣、柵等を設置する場合は、外部から容易に見通すことができるようにしなければならない。

（指定する農地等に関する技術的細目）

第3条 市長が生産緑地地区に指定した市民農園の所有者は、当該指定後に生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条第2項の規定による買取りの申出を行う場合は、当該市民農園において主として農業に従事していた者が、主たる従事者に該当する旨の武蔵野市農業委員会による証明を

受けなければならない。

(指定しない農地等に関する技術的細目)

第4条 基準第7条第3号に規定する計画的な市街地の形成を図るうえで支障があると市長が認めるものは、次に掲げる農地等とする。

(1) 市街地開発事業(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業をいう。次号において同じ。)のいずれかが施行された地区において定められた生産緑地地区について、その面積が当該地区の面積のおおむね30パーセントを超える区域内に存する農地等

(2) 市街地開発事業のいずれかが施行されている地区内の農地等。ただし、当該市街地開発事業の計画段階において、集合的な農地等として計画的に配置されることが確実であると市長が認める場合は、この限りでない。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が計画的な市街地の形成を図るうえで支障があると認めるもの

(必要書類等)

第5条 基準第8条に規定する市長が必要と認める書類等は、次に掲げるものとする。

(1) 武蔵野都市計画生産緑地地区指定申請書(第1号様式)

(2) 武蔵野都市計画生産緑地地区指定同意書(第2号様式)

(3) 武蔵野都市計画生産緑地地区農地等明細書(第3号様式)

(4) 武蔵野都市計画生産緑地地区営農概要書(第4号様式)

(5) 武蔵野都市計画生産緑地地区営農証明申請書・証明書(第5号様式)

(6) 案内図、公図の写し、実測図、土地登記簿謄本及び印鑑証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、状況に応じて市長が必要と認める次に掲げる書類等

ア 武蔵野都市計画生産緑地地区誓約書(第6号様式)

イ 武蔵野都市計画生産緑地地区一団指定同意書(第7号様式)

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

第6条 基準第9条第3項に規定する市長が必要と認める書類等は、次に掲げるものとする。

(1) 武蔵野都市計画生産緑地地区再指定申請書(第8号様式)

(2) 武蔵野都市計画生産緑地地区再指定同意書(第9号様式)

(3) 前条第3号、第6号及び第7号に掲げる書類等

付 則

この細則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月1日要綱第161号）

この細則は、令和7年3月1日から施行する。